

ブダペスト滞在中、6月20日にハンガリー中央統計庁の付属機関である人口研究所を訪問し、午後「日本の死亡率の最近の動向：なぜ日本だけ平均寿命が伸び続けるのか？」というテーマで2時間ほど講演を行った。出席者は同研究所のEnile Valkovicks, Szabo氏のほかに、上記のKlinger, Jozan氏等も出席した。

なお、ブダペスト滞在中、中国の北京人民大学人口理論研究所長劉錚博士、同副所長鄒滄萍博士も同時にハンガリー中央統計庁を訪問中で、一緒にハンガリー中央部のバラトン湖を中央統計庁の好意で訪問し、多くの有益な情報交換をすることができた。  
(河野稠果記)

## 昭和60年国勢調査の大綱

昭和60年10月1日午前零時現在において、大正9年の第1回国勢調査から数えて14回目の国勢調査が実施された。国勢調査は、国内の人口の実態を把握し、もって各種行政施策その他の基礎資料としようとする目的のもとに行われるもので、実施機関は総務庁統計局である。

国勢調査は、統計法第4条の規定に基づき5年ごとに実施されることになっているが、今回の調査は同条第2項本文の規定による10年回帰のいわゆる「簡易調査」であり、調査項目は前回の昭和55年国勢調査（いわゆる「大規模調査」にあたる）に比べると5項目少ない次の17項目となっている。

〔世帯員について調査した事項〕

(1)氏名 (2)男女の別 (3)出生の年月 (4)世帯主との続柄 (5)配偶の関係 (6)国籍 (7)就業状態 (8)所属の事業所の名称及び事業の種類 (9)仕事の種類 (10)従業上の地位 (11)従業地又は通学地

〔世帯について調査した事項〕

(12)世帯の種類 (13)世帯員の数 (14)住居の種類 (15)居住室の数 (16)居住室の広さ (17)住宅の建て方

以上の項目のうち、(1)から(6)までは第1回調査以来おおむね毎回調査されてきた基本的な事項であり、(7)から(10)までは、産業、職業などの人口の経済活動の状況を知るための事項として、戦後は毎回調査してきている。なお、前回の簡易調査であった昭和50年調査に比べると今回は1項目増えている（(17)住宅の建て方）。また、昭和55年調査に比べて減じた事項は「現住居に入居した時期」、「前住地」、「在学、卒業等教育の状況」、「従業地又は通学地までの利用交通手段」および「家計の収入の種類」である。

調査の対象は、昭和60年10月1日午前零時現在において国内に常住するすべての人で、その人が通常住んでいる場所で、世帯ごとに調査された。わが国に常住する外国人も調査されているが、外国の外交団・領事団（随員やその家族を含む）および外国軍隊の軍人・軍属とその家族は調査対象から除かれている。なお、ここで「常住する人」というのは、その場所に10月1日現在すでに3か月以上住んでいるか、10月1日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている人を言う。このような意味での「ふだん住んでいる場所」が無い人は、10月1日現在居る場所で調査される。ただし、学校の学生寮・奇宿舍、下宿屋などから通学している学生・生徒については、居住期間に関係なくその学生寮・奇宿舍、下宿屋で調査するなど、いくつかの例外的な取り決めがある。

調査の範囲は本邦の全域であるが、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）で定める次の地域、(1)齒舞群島、色丹島、国後島および択捉島、(2)島根県隠岐郡五箇村にある竹島は除外されている。

調査の主管官庁は総務庁統計局であるが、その実施は、都道府県一市町村を通じて全国で80万人を超える調査員が動員された。調査票は、マークシート形式の5名連記の世帯票様式であり、世帯主または世帯の代表者が所定のマークおよび文字または数字で所定の事項を記入するもので、文字または数字で記入された事項については、世帯の記入に基づいて国勢調査員が所定のマークを記入する方法である。マークシート形式の調査票は集計を迅速に行うため、従来から採用されているものであり、記入マークを総務庁統計センターに置かれる「光学式マーク読取装置」で読み取り、電子計算機によって結果が集計され、統計数値としてまとまることになる。

結果は大きく、(1)速報集計、(2)基本集計、(3)抽出詳細集計、(4)従業地・通学地集計、および(5)調査区別集計の5区分によって公表されるが、それぞれの集計の性格、対象、公表の時期等を示すと次のようになっている。

集 計 区 分		集 計 の 性 格		対 象	公表の時期	表 章 地 域
速 報 集 計	要計表による人口集計	要計表による男女別人口を早期に提供する		全 数	昭和60年 12月	全 国 都 道 府 県 市 区 町 村
	抽出速報集計	基本集計及び抽出詳細集計の一部を全国又は都道府県段階まで早期に提供する		1 %	61年 5月	全 国 都 道 府 県 人口50万以上の市
基 本 集 計	第 1 次 基本集計	人口及び世帯数の確定結果並びに人口、世帯及び住居に関する基本的な結果を市区町村段階まで提供する また、高齢者の世帯に関する基本的な結果等も提供する		全 数	61年11月	全 国 都 道 府 県 市 区 町 村
	第 2 次 基本集計	人口の産業別構成に関する基本的な結果を市区町村段階まで提供する			62年 9月	
	第 3 次 基本集計	人口の職業別構成及び特定世帯の状況に関する基本的な結果を市区町村段階まで提供する			63年 7月	
抽 出 詳 細 集 計		多重クロス表及び産業・職業などに関する詳細な結果を原則として都道府県段階まで提供する		約20%	64年11月	全 国 都 道 府 県 市 区 町 村
従 業 地 ・ 通 学 地 集 計	そ の 1	従業地・通学地による人口の基本的構成に関する結果及び産業別構成に関する基本的な結果を市区町村段階まで提供する		全 数	62年10月	全 国 都 道 府 県 市 区 町 村
	そ の 2	従業地・通学地による人口の職業別構成に関する基本的な結果を市区町村段階まで提供する			63年 8月	
	そ の 3	従業地・通学地による人口の経済的構成などに関する詳細な結果を原則として都道府県又は市区町村段階まで提供する		約20%	64年12月	
調 査 区 別 集 計	そ の 1	第1次基本集計、第2次基本集計及び調査区特性に関する基本的な結果と標本調査用資料を調査区別に提供する	第1次基本集計に係る分	全 数	61年11月	調 査 区 又 は 分 割 区
	そ の 2		第2次基本集計に係る分		62年 9月	
特 別 集 計		未 定				

(注) 上記に関連して国勢統計区別集計及びメッシュ別集計を行う。